

憲法問題 の焦点

現 代 改 憲 論 の 検 証



憲法会議編

新日本出版社

憲法問題 の焦点

現代改憲論の検証

江苏工业学院图书馆
藏书章



憲法會議編



2002年9月17日 新日本出版社

NB

執筆者紹介（執筆順）

川村 俊夫（かわむら としお）憲法会議事務局長
小沢 隆一（おざわ りゅういち）静岡大学教授
倉持 孝司（くらもち たかし）名古屋経済大学教授
倉田 原志（くらた もとゆき）立命館大学助教授
奥野 恒久（おくの つねひさ）龍谷大学非常勤講師
小林 武（こばやし たけし）南山大学教授

けんぽうもんだい しやうてん げんざいかいけんろん けんしやう
憲法問題の焦点——現代改憲論の検証

2002年3月30日 初 版

編 者 憲法改悪阻止各界連絡会議
発 行 者 小 桜 勲

郵便番号 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6

発行所 株式会社 新日本出版社

電話 03 (3423) 8402 (営業)
03 (3423) 9323 (編集)

振替番号 00130-0-13681

印刷 光陽印刷 製本 みさと製本

落丁・乱丁がありましたらおとりかえいたします。

©Kenpoukaigi 2002

ISBN4-406-02872-2 C0031 Printed in Japan

図本書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することは、
著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を
希望される場合は、日本複写権センター（03-3401-2382）にご連絡
ください。

はじめに

一

二〇〇〇年一月、衆参両院に憲法調査会が設置され、二年余が経過しました。唯一の改憲発議機関である国会において公然たる憲法論議が開始されたことを、改憲勢力は熱い期待を寄せて歓迎したものです。ところが、この憲法調査会はいま、マスコミからは「学級崩壊」になぞらえて「調査会崩壊」とやゆされ、「調査会の空洞化」と批判される状況にあります。改憲勢力のなかからさえ「いっように改憲に向けた進展がない憲法調査会などやめたほうがよいのではないか」（二〇〇二年二月一日、「建国記念日行事・国民の祝日を祝う会」といったいだちの声がおこっています。調査会への改憲派議員の出席率は極端に悪く、私語がたえないなど、その熱意を疑われるだけではありません。調査会における改憲派議員の議論そのものも、従来からの「おしつけ憲法」論や「改憲のための改憲」論的なものが多く、彼らが当初主張していた「21世紀の新しい憲法の姿」を浮かび上がらせるものとはほど遠い内容であるからです。もちろん、憲法調査会は議案提案権をもたないとした調査会発足に

あたつての各党合意が制約になつてゐることもあります。それにくわえて、日本国憲法は二一世紀の日本ですます輝きを増すとの参考人や共産党・社民党議員の説得力ある主張と、それを支持する国民の世論が、調査会の議論を一路改憲へと進むことを阻んでゐるといつていいでしょう。

しかし、国会に憲法調査会が設置されたことの意味は、調査会における論議だけでおしはかることはできません。なによりも、国会内外において改憲論議が公然と展開されるようになったことは無視できません。自民、民主、自由などの各党が改憲案づくりにのりだし、また、改憲を主張する出版やマスコミ報道が格段に強められています。それらは、「集団的自衛権の行使」や「首相公選制」など、改憲の旗印を鮮明にした小泉内閣登場の要因の一つにもなつてゐます。こうした風潮は、二〇〇一年九月一日にアメリカでおこつた同時多発テロを「追い風」に、さらにエスカレートさせられようとしています。

二

注目しなければならないのは、憲法の明文改悪をめぐるこうした動きと合わせて、この間、憲法の文言から考えられないような憲法「解釈」を引き出し、憲法を破壊するような事態が現実政治のうえで激しく進行していることです。「憲法前文と第九条のすき間を埋める」などとしてテロ対策特別措置法を制定し、現にアメリカの報復戦争がおこなわれているインド洋に自衛隊を送り出したことはそ

のもっとも甚だしいあらわれです。また、小泉首相が経済危機打開の万能薬のようにいう「構造改革」のもとで、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための政府の責任を諸個人の「自立・自助」の原則に置き換え、福祉や教育の予算に大ナタをふるっていることにも、それはあらわれています。

そしていま、私たちの目の前には、日本国憲法制定時には夢想だにしなかったであろう有事法制が姿をあらわしています。

有事（戦時）法制は、憲法が保障する基本的人権や議会制民主主義、地方自治を大きく制限ないし停止するものであり、いわば憲法体制の破壊と背中あわせに存在するものです。憲法そのものがほしいままに「有事」体制をとれる構造をもっていた戦前の日本はいうまでもありません。資本主義憲法のなかでも先進的とされるドイツのワイマール憲法が、国会放火事件でつちあげ（一九三三年）をきっかけとしたヒトラーの相次ぐ有事法令の制定によってあえなく機能を停止させられたのは、その典型です。そこまでいかなくとも、政治的支配者が、その支配の危機を回避するため労働運動や反政府運動の弾圧、あるいは報道統制などのために有事法制を乱用し、憲法に基づく政治に危機をもたらしている例は決して珍しいものではありません。

もともと交戦権を放棄し戦力の保持を禁止して「戦時」を想定していない日本国憲法のもとで、このような有事法制を制定することを「憲法の枠内」でおこなうと公言するほど憲法を辱め^{はずかし}めることはありません。小泉首相の「憲法の枠」は、歴史的に形成された近代憲法についての世界の常識や、日本

国憲法の本来の意味とはまったく別のところに設定されたものだと言わざるをえません。いま問われているのは、憲法の明文改悪を許すかどうかだけではありません。憲法を国の政治の規範として維持できるかどうか——いわば、近代民主主義の原則である立憲主義のイロハが問われているといえますよ。

三

侵略戦争を美化する「新しい歴史教科書」の擁護、A級戦犯を祀る靖国神社への公式参拝、そしてテロ対策特別措置法制定から有事法制へと、小泉首相が首相就任いらいつている言動は、歴史の歯車を逆にまわそうとするものばかりです。しかし小泉首相は、半世紀以上にわたって日本国憲法のもので暮らしてきた国民のなかに、民主主義と平和の意識が広く、深く浸透していることを過小評価しています。それを証明したのは、「新しい歴史教科書」の採択が全国で五二一冊にとどまった事実です。「革新勢力」「民主勢力」という枠ではくくりきれない多くの父母のファックスや手紙が、町村の教育委員会に殺到したといえます。それは、この教科書の危険性を早くから指摘し、採択に反対する運動を全国で展開していた人びとの予想をはるかに上回るものでした。

こうした世論の動きとともに、これまでいくつかにわかれて改憲反対の運動をしていた私たち憲法会議をはじめとする諸団体が、憲法調査会の発足らしい、たとえば憲法記念日の集会を共同でひらく

など、憲法改悪反対・九条擁護の一点での共同行動を積み重ねていることも注目すべきことです。強大な権力をタテに、巨大化したマスコミも動員しつつ総力をあげて展開されている改憲の企てを打ち破るためには、思想や立場などの違いをこえて改憲反対の大きな流れをつくっていくことが何よりも求められているからです。

私たちは、こうした「草の根」の世論をさらに広げ、思想や立場の違いをこえて共同の輪を広げることが、当面する有事法制や憲法改悪の企てを阻止し、二一世紀の日本に憲法を輝かせていくうえで、の力を握っていると考えています。そのためにも、こんにち展開されている改憲論議の危険性と、小泉首相らが日本国憲法のほんらいの意味からはるかにかけ離れたところに設定したまやかしの「憲法の枠」を徹底的に批判していくことが欠かせません。そのための学習に役立てたいと企画されたのが本書です。職場や地域、学園で広く活用されることを願ってやみません。

最後になりましたが、私たちの企画を快く受け入れて出版にこぎつけてくださった新日本出版社編集部の皆さんに心から感謝申し上げます。

二〇〇二年三月

憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

目次

はじめに 1

I 二一世紀の日本の進路と憲法をめぐる攻防 川村俊夫 15

はじめに——歴史の本流と逆流と 17

一 テロへの対応と世界の平和秩序 21

1 危機にさらされる世界平和 21

2 憲法の基本を無視した小泉首相の「憲法論」 25

二 アメリカの世界戦略と憲法改悪 28

1	経済と軍事を一体化したグローバル化戦略	29
2	日本の支配層の要求と憲法調査会の発足	32
三	憲法調査会は何を「調査」してきたか	36
1	憲法制定経過の何が問題か	37
2	二一世紀の国家像をめぐって	40
四	戦後の改憲の動きはどのように展開されてきたか	44
1	占領下で開始された改憲の動き	44
2	日米軍事同盟の展開のなかで	48
3	八〇年代の大軍拡路線と改憲の企て	52
II	今日の改憲論を検証する	57
一	平和主義をめぐる議論の過去・現在・未来	59
はじめに	小沢隆一	59

1	憲法九条はどう論じられてきたか	61
---	-----------------	----

(1) 憲法制定時の九条解釈

(2) 旧安保条約の締結と自衛隊の創設

(3) 安保条約の改定——現行安保条約と憲法九条

(4) 一九七八年ガイドラインと有事立法論議

(5) 一九八〇年代まで維持された従来の議論の枠組み

2	一九九〇年代以降の議論	73
---	-------------	----

(1) 国連協力と九条——湾岸戦争以後

(2) P K O等協力法をめぐる攻防

(3) 周辺事態法——「武力行使」と一体化しない「後方支援」？

(4) テロ対策特措法——いよいよ破綻した従来の議論

(5) 臨界点に達している憲法と安保の矛盾

3	最近の九条改憲論と平和主義の未来	83
---	------------------	----

(1) 最近の九条改憲論の特徴——焦点としての集団的自衛権

(2) 差し迫る「立法改憲」の危機——有事立法と安全保障基本法

(3) 九条が花開く二一世紀をつくるために

二	「改憲」論と人権	89
---	----------	----

倉持孝司・倉田原志

1	あらためて確認したい日本国憲法の人権条項の画期性	89
---	--------------------------	----

2	日本国憲法が規定する人権の種類	92
---	-----------------	----

3	「改憲」論は人権条項をどう変えようというのか	94
---	------------------------	----

(1) 一九五〇年代以降の「改憲」論

(2) 一九九〇年代の「改憲」論——「読売新聞憲法改正試案」を中心に

(3) 「読売新聞憲法改正試案」の問題点(1)——「最高法規」の章がなくなる

(4) 「読売新聞憲法改正試案」の問題点(2)——「新しい人権」をめぐる

(5) 「読売新聞憲法改正試案」の問題点(3)——人権制限論、国家緊急権

4	人権の現状はどうなっているのか	107
---	-----------------	-----

A	自由権——その現状と憲法の理念	108
---	-----------------	-----

(1) 表現の自由——個人情報保護法案

(2) 集会・結社の自由——団体規制法

(3) 通信の秘密——通信傍受(盗聴)法

(4) 内心の自由——国旗・国歌法

(5) 政教分離——首相の靖国神社参拝

B	社会権——その現状と憲法の理念	120
---	-----------------	-----

(1) 労働者の権利

(2) 生存権——社会保障を受ける権利

補論	首相公選で政治は国民のものになるのか	128
----	--------------------	-----

奥野恒久

はじめに	128
1 首相公選制をめぐる動き	129
2 さまざまな首相公選論	131
(1) 中曽根康弘氏の首相公選論	
(2) 浅尾慶一郎氏と山本一太氏の首相公選論	
(3) 改憲を必要としない首相公選論	
3 首相公選論登場の背景	135
(1) 九条改憲のための「地ならし」	
(2) 新自由主義改革を進めるうえでの要請	
4 憲法学の応答	138
(1) 首相公選制は、より民主的か？	
(2) 複数の対立軸をもつ日本で、首相公選制はなじむのか？	
(3) 首相公選制は予定どおりの機能を果たすのか？	
(4) 国会の地位の低下	
おわりに	145

III 日本国憲法の先導性と現実政治のへだたり……………小林 武……………147

一 世界史のなかの日本国憲法——その先駆けの役割……………149

1 「九・一一」後の事態のなかで考える……………149

- (1) はじめに——無謀なテロと無法な報復戦争
- (2) テロ問題の解決と日本国憲法

2 世界憲法史を一步進めた日本国憲法……………152

- (1) 日本国憲法制定史の特徴——担い手の問題
- (2) 日本国憲法の先駆性——生存権、そして平和主義
- (3) 平和への世界憲法のあゆみの継承と飛躍

二 憲法からのへただりをもたらしした政治——憲法が「古くなった」のか？……………158

1 政権の政治的必要に合わせた憲法「解釈」……………158

- (1) 立憲主義への無理解が政治を「古くした」
- (2) 小泉首相の「常識」発言と伊藤博文の憲法理解
- (3) 政府の改憲策動が生んだ憲法からの「乖離」

(4) 九条にみる——制定時の正当な解釈と警察予備隊・保安隊にともなう転換	
(5) 自衛隊から現在へ——政府公定解釈の横行	
違憲の政治と協働してきた最高裁判所	167

三 憲法で生きる二一世紀を——むすびとして

1 改憲の奔流とのせめぎ合いの局面	176
-------------------	-----

(1) 改憲潮流の急襲	
(2) 憲法調査推進議員連盟「憲法改正国民投票法案」	
(3) 民主党憲法調査会「中間報告」	
(4) 国民の「五一％」をめぐる局面へ	
2 国民が支える日本国憲法の歴史進歩の力	181

- (1) 制憲後の憲法の担い手としての国民
- (2) 憲法の戦後史——公権力による「空洞化」の側面

- (3) 国民の支持による憲法の定着の側面
- (4) 改憲阻止のために(1) — ぐらしのなかの憲法を知って大同団結を
- (5) 改憲阻止のために(2) — 立憲主義再生の課題の重要さ
- (6) 平和の世紀を拓く日本国憲法